

新型コロナウイルス感染症の相談・受診の対応について

【発熱等のカゼ症状がある方】

まずは、かかりつけ医や
お近くの医療機関に電話
相談してください。

受診

かかりつけ医や
お近くの医療機関の指示に
従い、マスクを着用するなど
して受診してください。

インフルエンザなど他の疾患と診断された場合

かかりつけ医や
お近くの医療機関で治療

次のような方は「帰国者・接触者相談センター」へ電話相談してください。

- 流行地とのつながりがある方
- 職場や旅行先等の状況で、新型コロナウイルス感染の不安がある方

相談

帰国者・接触者相談センター（☎0742-27-1132）

感染が疑われない場合

原因不明の肺炎と診断された場合は
医療機関から保健所に相談します。

相談者の情報から疑い例に該当する場合は、
相談者が居住する保健所に連絡します。

保健所

（奈良市、郡山、中和、吉野、内吉野）

感染が疑われる場合は、保健所から専門
医療機関に連絡し、受診の調整をします。

専門医療機関へ